

整備事業場認定書

船舶安全法第6条ノ3の規定により下記のとおり認定する。

- 1 認定に係る事業場の名称及び所在地
- 2 認定に係る船舶又は物件の範囲
- 3 認定の有効期間

年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日

地方運輸局長
運輸監理部長

印